

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 三浦 正臣

1 日 時

令和6年4月15日（月） 午後1時00分から
午後3時42分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

三浦正臣、清田哲也、中野哲朗、後藤慎太郎、御手洗朋宏、成迫健児、戸高賢史、
堤栄三

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

岡野涼子

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 工藤哲史、生活環境部長 島田忠、病院局長 井上敏郎 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 令和6年度行政組織及び重点事業等について、執行部から説明を受けた。
- (2) 県計画等の策定・改定予定について、新たな環境基本計画案の骨子について、脱炭素先行地域づくりについて及び令和5年度人権に関する県民意識調査の結果について、執行部から報告を受けた。
- (3) 県内所管事務調査について行程を決定した。
- (4) 県外所管事務調査について、7月29日からの3日間で行うことを決定した。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班 主査 坂口泰弘
政策調査課政策法務班 主事 岩尾晴花

福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和6年4月15日（月）13：00～

場所：第5委員会室

1 開 会

2 病院局関係

13：00～13：30

- (1) 令和6年度行政組織及び重点事業等について
- (2) その他

3 福祉保健部関係

13：30～15：00

- (1) 令和6年度行政組織及び重点事業等について
- (2) 諸般の報告
 - ① 県計画等の策定・改定予定について
- (3) その他

4 生活環境部関係

15：00～16：20

- (1) 令和6年度行政組織及び重点事業等について
- (2) 諸般の報告
 - ① 県計画等の策定・改定予定について
 - ② 新たな環境基本計画案の骨子について
 - ③ 脱炭素先行地域づくりについて
 - ④ 令和5年度人権に関する県民意識調査の結果について
- (3) その他

5 協議事項

16：20～16：30

- (1) 県内所管事務調査について
- (2) 県外所管事務調査について
- (3) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

三浦委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開催します。

これより、病院局関係の説明に入ります。説明に入る前に、本日は初めての委員会でもあるので、まず私から御挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

三浦委員長 それでは、委員の皆さんの自己紹介をお願いします。

〔委員自己紹介〕

三浦委員長 また、本日は委員外議員として岡野議員がオンラインでの出席となっています。

ここで委員外議員の発言について、委員の皆さんにお諮りします。

委員外議員からの発言の申出については、会議規則により委員会がそれを許すか否かを決めると定められていますが、委員から個別に御異議が出た場合を除き、発言の許可については今後委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、委員外議員の発言の許可については、私に御一任いただきます。

また、委員外議員の方をお願いします。発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

なお進行状況を勘案しながら進めていくので、委員外議員の皆さんはあらかじめ御了承願います。

次に、事務局職員を紹介します。

議事課の坂口君です。（起立挨拶）

政策調査課の岩尾君です。（起立挨拶）

続いて、執行部の皆さんの自己紹介をお願いします。

〔井上病院局長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

三浦委員長 それでは、病院局関係の令和6年度行政組織及び重点事業等について、説明願

います。

なお説明及び答弁は、私から指名を受けた後、簡潔明瞭をお願いします。

於久病院局次長兼県立病院事務局長 それでは、令和6年度病院局の組織と令和6年度大分県病院事業会計予算について説明します。

説明は、お手元の福祉保健生活環境委員会資料で説明します。

タブレット資料の2ページをお開きください。大分県病院局の組織について説明します。

大分県立病院は、一番上から診療科部として循環器内科部をはじめとする26科部、中央診療部門として放射線科部など11科部、医療技術部門として5科部、そのほか看護部、事務局、管理室等、がんセンター、総合周産期母子医療センター、循環器センター、精神医療センターからなっています。

次に、資料の4ページをお開きください。令和6年度大分県病院事業会計予算について説明します。

令和6年度は、コロナ禍による受診控えにより減少した患者数が緩やかに回復すると見込んで予算編成をしています。

まず、1の令和6年度当初予算と令和5年度当初予算の比較についてです。表の上段、収益的収支予算の表を御覧ください。

令和6年度当初予算の単年度損益は9,300万円の黒字を予定しており、令和5年度との比較では減益と見込んで編成しています。下の表の資本的収支予算については、企業債等の収入は6億4,200万円、改築事業費や資産購入費等の支出は20億5,100万円となります。詳細については、5ページ以降で御説明します。

次に、2の令和6年度一般会計負担金の内容ですが、これは県立病院が行う精神医療センターやがん治療部門、救命救急部門など、政策医療の不採算部門の運営や、施設や設備の建設改良に充当した企業債の償還に必要な経費などに

ついて、地方公営企業法に基づき一般会計から支出するものです。

令和6年度予算額は13億8,859万7千円となり、令和5年度と比べ2億7,811万3千円の増額です。増額の要因としては、右側の主な増減理由にあるとおり、政策医療に要する費用の増や企業債の償還費用の増等によるものです。

この一般会計からの負担金を受け入れる病院事業会計の受入予算科目について説明します。

5ページをお開きください。

三つの予算科目で受け入れており、一つ目は右の表の一番上の医業外収益の負担金交付金のうち、地方公営企業法に基づく一般会計負担金、二つ目はその二つ下の資本費繰入収益、三つ目は7ページをお開きいただき左の表の二つ目、資本的収入の他会計負担金となります。

それでは5ページにお戻りください。

令和6年度予算の概要を千円単位で記載しています。まず1収益的収入及び支出のうち、(1)病院事業収益について説明します。

左側の表ですが、医業収益は入院収益、外来収益、その他医業収益の合計です。入院収益、外来収益は共に令和5年度の決算見込み等を参考にして増収としています。増収の主な要因としては、コロナ禍による受診控えにより減少した患者数が緩やかに回復すると見込んでいることや、診療報酬改定による診療単価の上昇などによるものです。

次に医業外収益は、一般会計や国からの他会計補助金、さきほど説明した一般会計負担金を含む負担金交付金などを合わせて、資料右中段の小計欄にあるように17億9,179万7千円です。これに特別利益を加えた病院事業収益は一番下の合計の欄にあるように223億6,901万2千円です。

6ページをお開きください。

(2)病院事業費用についてですが、職員の給与費、薬品費等の材料費、減価償却費などで構成される医業費用に医業外費用、特別損失を加え、右の表の一番下の合計欄にあるように22億7,610万1千円です。

7ページをお開きください。2資本的収入及び支出についてです。

(1)の資本的収入は左の表にある企業債と負担金で構成され、合計6億4,225万6千円です。

(2)資本的支出は建設改良費と企業債償還金、他会計からの借入金償還金及び投資その他の資産で構成されており、建設改良費のうち資産購入費は8億1,294万円で、医療機器の購入、更新を行うこととしています。

その下の改築事業費は、老朽化した施設の更新工事等で4,085万円、その下の企業債償還金は7億7,771万円、他会計からの借入金償還金は1,957万円、投資有価証券は4億円です。

以上、資本的支出を合計すると20億5,107万円です。また表の下欄外に記載していますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、これまでどおり内部留保資金で補填することとしています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方は、質疑等がありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別に質疑もないので、これをもって令和6年度行政組織及び重点事業等を終わります。

この際、ほかに何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別にないので、これをもって病院局関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。委員の皆様はそのままお待ちください。

〔病院局退室、福祉保健部入室〕

三浦委員長 それでは、これより福祉保健部関係の説明に入ります。

説明に入る前に、本日は初めての委員会でも

あるので、まず私から御挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

三浦委員長 それでは、委員の皆さんの自己紹介をお願いします。

〔委員自己紹介〕

三浦委員長 また、本日は委員外議員として岡野議員に出席いただいています。

次に、事務局職員を紹介します。

議事課の坂口君です。（起立挨拶）

政策調査課の岩尾君です。（起立挨拶）

続いて、執行部の皆さんの自己紹介をお願いします。

〔工藤福祉保健部長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

三浦委員長 それでは福祉保健部関係の令和6年度行政組織及び重点事業等について、説明をお願いします。

なお説明及び答弁は、私から指名を受けた後、簡潔明瞭をお願いします。

工藤福祉保健部長 それでは、福祉保健生活環境委員会資料の2ページを御覧ください。

まず福祉保健部の組織及び予算の総括的事項について、私から説明します。

初めに組織についてです。まず本庁ですが、2ページから3ページにかけて記載のとおり、福祉保健企画課から障害者社会参加推進室までの8課4室で構成しています。

本庁組織では新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行を踏まえ、平時の感染症予防と発生時の迅速なまん延防止等に切れ目なく対応する健康政策・感染症対策課と、生活習慣病対策と健康づくり運動を一体的に推進することで健康寿命日本一を目指す健康増進室を新設しました。

次に地方機関ですが、2ページの中ほどにあるように、健康危機管理事案などへの対応力強化の一環として、東部保健所をはじめ九つの保健所、保健部を福祉保健企画課から健康政策・感染症対策課へ所管替えしています。

また、こども・家庭支援課では二豊学園、こども・女性相談支援センター、中津児童相談所を所管し、障害福祉課ではこころとからだの相

談支援センターを所管しています。

次に職員数についてですが、本庁が240名、地方機関が450名、総数で690名となっており、前年度から3名の増となっています。

このほかに非常勤職員として214名を任用しており、福祉保健部の職員数は合わせて904名となっています。

その下の(2)県立施設ですが、大分市明野にある大分県社会福祉介護研修センターほか記載の4施設について、指定管理者制度により県社会福祉協議会などに運営を委託しています。

次に4ページを御覧ください。本年度の福祉保健部の予算について説明します。

まず(1)一般会計ですが、表の左側の福祉保健部①の計欄のとおり、総額は1,119億1,023万1千円です。右から3列目の5年度7月現計予算額(B)欄と比較すると、その右にある前年度対比で277億4,857万9千円、率にして19.9%の減となっています。

この減の主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策の関係経費が約266億円、物価高騰対策が約20億円の減となっており、この二つを合わせると約290億円近くの前年度対比の減がありますが、この減の影響を加味すると、実質的な予算は増となっています。

次に5ページを御覧ください。

(2)特別会計についてです。当部所管の国民健康保険事業特別会計及び母子父子寡婦福祉資金特別会計等について1,164億4,869万1千円を計上しています。

次に6ページをお開きください。令和6年度当初予算のポイントについて説明します。

1安心分野ではこども・子育て支援のさらなる充実を図るとともに、健康寿命の延伸や在宅医療ニーズに対応するための取組などを通じて高齢者、障がい者を含め、県民誰もが安心して暮らすことができる地域共生社会づくりを推進します。

次に2元気分野では医療、介護、福祉分野において多様な担い手の参画や人材の確保、定着を図るため、ICTの導入による働き方改革等を推進します。

以上で私からの説明を終わりますが、具体的な事業の内容等については、各担当課室長から説明します。

高木福祉保健企画課長 7ページを御覧ください。福祉保健企画課関係について説明します。

1の組織、事務分掌の組織についてです。当課は総務班以下四つの班で構成されており、職員数は部長、審議監2名を含め計29名となっています。

次に事務分掌ですが22項目あり、主なものは(4)及び(5)の部全体に係る組織、人事、予算に関する事、(16)の災害救助法の施行に関する事、(18)の地域福祉計画に関する事などです。

次に8ページを御覧ください。

2の課・室の予算についてです。当課の令和6年度当初予算額は、保護・監査指導室分を含め、左から2列目の(A)欄にあるように33億4,151万1千円となっています。これを前年度と比較すると、一番右端の前年度対比欄にあるとおり44億4,711万3千円、57.1%の減となっています。主な要因は保健所、保健部を当課から健康政策・感染症対策課へ所管替えしているため、その保健所給与費、運営費等の減のほか、社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業費の廃止等によるものです。

続いて3の重点事業について説明します。

1地域共生社会構築推進事業費1億67万7千円です。この事業は誰もが共に支え合い、人と人とのつながりを感じ安心して暮らせる地域共生社会の実現を図るため、市町村と連携して包括的な支援体制の整備などに取り組むものです。

三つ目の二重マルですが、その支援体制の仕組みとなる重層的支援体制整備事業について、昨年度実施した5市町に、今年度から新たに実施する4市町を加えた、計9市町での実施に必要な予算を計上するものです。

川邊保護・監査指導室長 9ページを御覧ください。保護・監査指導室関係について説明します。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当室は保

護班以下四つの班で構成され、職員数は15名となっています。

次に事務分掌ですが9項目あり、主なものは(1)の生活保護法の施行に関する事、(4)の社会福祉法に基づく社会福祉法人や施設等の指導監査に関する事などです。

次に10ページを開いてください。

2の重点事業について説明します。生活保護費13億8,081万2千円です。この事業は生活に困窮する方に対し、最低限度の生活を保障し、その自立を支援するものです。一つ目の二重マル、扶助費では、県が実施主体となる4町村の保護費を支弁するとともに、二つ目の二重マル、生活保護費県費負担金では、居住地がない又は明らかでない被保護者について、市の支弁額の4分の1を負担します。

坪井医療政策課長 11ページを御覧ください。医療政策課関係について説明します。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は医務班以下五つの班で構成され、職員数は県立病院に研修医として勤務する自治医科大学卒業医師及び地域医療確保のため市町村に派遣している医師を合わせて51名となっています。

次に事務分掌ですが27項目あり、主なものは(2)の医療法の施行に関する事、(8)の保健師助産師看護師法の施行に関する事、(20)の救急医療に関する事、(23)の在宅医療に関する事、(24)の地域医療の確保に関する事などです。

続いて12ページを御覧ください。

2の課・室の予算について説明します。当課の令和6年度の当初予算額は、薬務室分を含め58億6,123万2千円となっており、前年度と比較すると238億8,319万1千円、80.3%の減となっています。これは、新型コロナウイルス感染症対策関連事業の廃止などによるものです。

次に、3の重点事業について説明します。

まず、1オンライン診療推進事業費1,747万9千円です。この事業は、地域の実情に応じたオンライン診療を推進するため、へき地等の在宅医療現場での実装に取り組むものです。

一つ目の二重マル、へき地等における実装支援は、オンライン診療を実装するための機器購入に要する経費を助成するほか、オンライン診療を受診する患者の機器操作などのサポートを行う訪問看護ステーション等を支援するものです。

次に2訪問看護強化事業費2,158万1千円です。この事業は、在宅医療ニーズの増加に対応するため、訪問看護ステーションの拡充を支援するとともに、訪問看護人材の確保を行うものです。

一番下の二重マル、訪問看護提供体制強化事業は、訪問看護ステーションが新規雇用した看護師の研修受講に相当する期間の人件費等を助成するものです。

13ページを御覧ください。

3在宅医療提供体制整備事業費3,566万8千円です。この事業は、地域包括ケアシステムの基盤の一つである在宅医療提供体制を強化するため、在宅医療に携わる医療従事者等の研修を行うとともに、人生会議の普及に取り組むものです。

一つ目の二重マル、在宅医療を担う人材の育成では、先進事例を共有する連携強化セミナー等を地域で開催し、医療機関や訪問看護ステーションなど関係機関の連携体制の構築を図ります。

二つ目の二重マル、在宅医療提供体制強化事業費補助では、訪問診療に必要なポータブル超音波診断装置など医療機器の整備に要する経費を助成し、医療機関の新規参入を促進します。

荒金薬務室長 14ページを御覧ください。薬務室関係について説明します。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当室の職員数は7名となっています。

次に、事務分掌ですが13項目あり、主なものは(1)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、(9)安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行に関する事などです。

次に15ページを御覧ください。

2の重点事業について説明します。1献血推

進事業費437万9千円です。この事業は安定的、継続的な血液の供給を図るため、献血思想の普及や適正な輸血を目的とする協議会の運営、若年層を中心とする献血啓発活動等を行うものです。

二つ目の二重マルの大学生等に対する普及啓発では、学生ボランティアが組織する大分県学生献血推進協議会が行う啓発活動等を支援します。

また三つ目の二重マルの高校生に対する普及啓発では、学校薬剤師による献血講座を支援するほか、学校献血体験等を推進します。

池邊健康政策・感染症対策課長 16ページを御覧ください。健康政策・感染症対策課関係について説明します。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は地域保健企画班以下三つの班で構成され、本庁の職員は20名となっています。

また当課が所管する地方機関は、保健所6か所、保健部3か所があり、その職員数は253名となっています。

次に、事務分掌ですが17項目あり、主なものは(2)の地域保険法、(8)の難病の患者に対する医療等に関する法律、(13)の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、(14)の予防接種法、(15)の新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に関する事などです。

次に17ページを御覧ください。

課・室の予算について説明します。当課の令和6年度当初予算額は、健康増進室分を含め8億636万3千円となっており、前年度と比較すると3億1,653万1千円、3.8%の増となっています。これは、新型コロナウイルス感染症対策の終了により事業費は減となったものの、保健所の給与費を移管したことによるものです。

次に3の重点事業ですが、1新興感染症等対策推進事業費8,258万円です。この事業は、感染症発生の予防及びまん延防止の施策を講じるため医療提供体制や検査体制を整備するとともに人材の確保、育成を行うものです。

一つ目の二重マル、検査体制の整備では、衛生研究センターにおける検査機器の整備等を実施します。

また二つ目の二重マル、医療提供体制の確保では、新興感染症等の流行初期等に対応できる医療体制を整備するため、医療機関等との医療措置協定の締結などを推進します。

羽田野健康増進室長 18ページをお開きください。健康増進室関係について説明します。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当室は健康寿命延伸班以下二つの班で構成され、職員数は13名となっています。

次に、事務分掌ですが10項目あり、主なものは(1)の健康増進法の施行に関する事、(7)の歯科保健に関する事、(9)のがん登録等の推進に関する法律の施行に関する事などです。

次に19ページを御覧ください。

2の重点事業について説明します。みんなで進める健康づくり事業費7,101万1千円です。この事業は健康寿命を延伸させるため、県民意識の醸成に向けた県民運動を展開するとともに、健康経営に取り組む事業所の拡大等により、働く世代の心身の健康づくりを支援するものです。

四つ目の二重マル、おおい健康ポイントの推進では、働き盛りの健康無関心層が楽しみながら健康づくりに取り組めるよう、健康アプリ新おおい歩得(あるとつく)の開発、普及、活用促進を図ります。

また一番下の二重マル、補助指標を活用した健康課題解決支援事業では、健康寿命補助指標13項目をもとに健康課題の要因となる生活習慣等の改善に向けた市町村の取組を支援するものです。

次に20ページを御覧ください。

がん対策推進事業費3,761万5千円です。この事業は、がん検診受診率の向上に向けた普及啓発、受診促進に取り組むとともに、がん診療連携拠点病院の機能強化やがん患者の社会参加支援など、がん対策を総合的に推進するものです。

三つ目の二重マルのがん患者社会参加応援事業は、医療用ウィッグや乳房補整具に加え、新たに副作用ケア用品等を対象として購入費を助成するとともに、アピアランスケアの相談体制強化、普及啓発を行うものです。

原尻国保医療課長 21ページを御覧ください。国保医療課関係について説明します。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は国保運営指導班以下二つの班で構成され、職員数は11名となっています。

次に事務分掌ですが6項目あり、主なものは(1)の国民健康保険事業の運営に関する事、(3)の保険医療機関等の保険診療の指導監督に関する事、(6)の高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事などです。

次に22ページを御覧ください。

2の課・室の予算について説明します。当課の令和6年度当初予算額は331億3,027万4千円となっており、前年度と比較すると1億1,087万3千円、0.3%の増となっています。これは、主に後期高齢者の増加に伴う医療費の増などによるものです。

3の重点事業について説明します。

国保健康保険基盤安定化事業費108億1,908万3千円です。この事業は、国民健康保険財政の安定化を図るため、国民健康保険税の軽減分等に対する定率負担や一般会計から特別会計への繰出しを行うものです。

渡邊高齢者福祉課長 23ページを御覧ください。高齢者福祉課関係について説明します。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は長寿・援護班以下五つの班で構成され、職員数は26名となっています。なお今年度から人材確保・DX推進班を新設し、介護人材の不足が深刻さを増す中、幅広い人材の確保やロボット、ICT等を活用した現場の生産性向上をさらに加速するための体制を整えたところです。

次に、事務分掌ですが17項目あり、主なものは(1)の老人福祉法、(5)の介護保険法の施行に関する事及び(9)の戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事などです。

次に24ページを御覧ください。

2の課・室の予算について説明します。当課の令和6年度当初予算額は203億3,826万6千円となっており、前年度と比較すると2億3,201万8千円、1.1%の減となっています。これは、施設整備事業における申請件数の減などによるものです。

次に3の重点事業について説明します。

1地域介護予防活動推進事業費583万7千円です。この事業は、要介護状態への移行や悪化を防止するため、市町村が行う住民主体の介護予防活動を支援するものです。

二つ目の二重マルの通いの場魅力向上では、通いの場の主な取組である運動機能の強化をはじめ、認知症予防やeスポーツなど通いの場の多様化を図る市町村を支援し、通いの場の魅力向上と参加率向上を目指します。

次に25ページを御覧ください。

2介護現場革新推進事業費2億4,265万8千円です。この事業は、介護従事者の身体的精神的負担を軽減し、介護現場の業務効率化やサービスの質の向上を図るため、ICT化やノーリフティングケア及び介護ロボットの導入などに取り組む事業所を支援するものです。

三つ目の二重マルの介護ロボット導入への助成では、入所型介護施設への導入を一層推進するため、今年度助成枠を拡充したところです。

また、その下の二重マルの介護生産性向上総合相談センターの設置は、介護現場のDX導入などによる生産性向上の取組を推進するため、事業者への様々な支援メニューを一括して適切につなぐワンストップ窓口を設置するものです。**鈴木こども未来課長** 26ページを御覧ください。こども未来課関係について説明します。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課はこども企画班以下四つの班で構成され、22名の体制となっています。

次に事務分掌ですが15項目あり、主なものとして(1)の児童福祉法の施行に関する事務のうち、保育士の試験及び登録並びに児童福祉施設の認可、結核児童の療養給付等に関すること、(10)の子ども・子育て支援法、(12)の母子保健法の施行に関することなどです。

次に27ページを御覧ください。

2の課・室の予算について説明します。当課の令和6年度当初予算額は167億1,931万9千円となっています。前年度と比較すると一番右端の前年度比欄にあるとおり6億4,784万6千円、3.7%の減となっています。これは一部事業において、国から市町村への補助方法が間接補助から直接補助に変更したことに伴う事業費の減少等によるものです。

続いて、3の重点事業について説明します。

まず、1保育環境向上支援事業費1億8,804万円です。この事業は、保育人材の確保と職場定着を図るため、保育支援者の配置やICTの活用を軸とした保育現場の働き方改革に取り組む保育施設に対し助成するものです。

大括弧の働き方改革等による離職防止の二つ目の二重マル、保育施設へのICT導入・改修補助では、働き方改革に取り組む保育施設に対し登降園管理システムなどICT機器の導入、改修経費を助成します。

また、二つ下の障がい児受入施設への保育支援者雇い上げに対する補助では、障がい児受入施設で働く保育士の負担を軽減するため、清掃、消毒等の周辺業務を担当する保育支援者を雇用する施設に対し助成します。

次に28ページを御覧ください。

2こども医療費助成事業費13億510万2千円です。この事業は、子育て家庭の経済的負担を軽減し、こどもたちの健康保持と健全育成を図るため、こども医療費を軽減する市町村に対して助成するものです。これまでの未就学児の入通院と小中学生の入院分に加え、新たに高校生年代の入院、通院分の医療費を対象とし、子育て家庭に向けた経済的支援のさらなる充実を図ります。

三重野こども・家庭支援課長 29ページを御覧ください。こども・家庭支援課関係について説明します。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は家庭支援班以下二つの班で構成され、本庁の職員は13名となっています。また、当課が所管する地方機関は二豊学園以下6機関あり、その職

員数は171名となっています。なお、中央児童相談所においては、令和4年度に大分市事案を担当する城崎分室を設置し、大分市との連携を強化しています。

次に事務分掌ですが12項目あり、主なものは(1)の児童福祉法、(5)の母子及び父子並びに寡婦福祉法、(8)の児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する事などです。

次に30ページを御覧ください。

2の課・室の予算について説明します。当課の令和6年度当初予算額は59億530万5千円となっており、前年度と比較すると5億3,275万5千円、9.9%の増となっています。これは、主に児童養護施設などに対して支出する児童措置費の増などによるものです。

次に、3の重点事業について説明します。

1 児童虐待防止対策事業費6,581万6千円です。この事業は、昨年1月に中津市で発生した児童死亡事案に関する検証報告を踏まえ、児童相談所が精神科医等と随時相談しながら連携できる体制を作り、児童相談所の対応力をさらに強化します。

次に31ページを御覧ください。

2 児童相談所施設整備事業費1億5,676万4千円です。この事業では、児童福祉司等の増員に伴い手狭になっている中央児童相談所城崎分室及び中津児童相談所の執行室の改修と、一時保護所の居室の個室化など、近年増加傾向にある児童虐待に適切に対応するため、受入環境の改善等を図ります。

次に、3 ヤングケアラー等支援体制強化事業費4,523万2千円です。この事業は、ヤングケアラーなど支援を必要とする子どもや児童虐待を早期に発見し、適切な支援につなげるため、市町村と連携して見守り、相談体制を構築するものです。県では現在、令和3年度に実施した実態調査を踏まえて、支援体制の整備を進めているところですが、コロナ禍を経て、改めて小学5年から高校3年までの全ての児童、生徒を対象とする大規模な実態調査を行い、その結果をもとに必要な支援につなげていきます。**萩障害福祉課長** 32ページを御覧ください。

障害福祉課関係について説明します。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は管理・計画班以下四つの班で構成され、本庁の職員数は23名となっています。また、当課が所管する地方機関は、こころとからだの相談支援センター以下四つあり、その職員数は26名となっています。

次に、事務分掌ですが21項目あり、主なものは(1)の身体障害者福祉法をはじめ、(2)知的障害者福祉法、(3)の障害者総合支援法、(6)の精神保健福祉法などの各種法律の施行に関することや、(18)の障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例、(19)大分県手話言語条例の施行に関する事などです。

次に33ページを御覧ください。

2の課・室の予算について説明します。当課の令和6年度当初予算額は、障害者社会参加推進室分を含め180億796万1千円となっており、前年度と比較すると、一番右端の前年度対比欄にあるとおり5億143万円、2.9%の増となっています。これは、障がい福祉サービスを利用する障がい児、障がい者の増加などに伴う自立支援給付費や障がい児通所給付費の増などによるものです。

次に、3の重点事業について説明します。医療的ケア児等支援推進事業費3,431万7千円です。この事業は、医療的ケア児等が地域で適切な支援を受け、安心して生活できる環境を整えるため、医療的ケア児支援センターによる相談体制の充実や、在宅で看護等を行う家族の負担軽減に取り組むものです。

今年度は、一つ目の二重マルにあるように、現在事務職員と看護師で相談対応している医療的ケア児支援センターに、社会福祉士1名を新たに配置し、保護者からの相談対応や事業所への実地指導等の相談支援体制を強化します。

また、上から三つ目の二重マル、一時預かり支援については、在宅で常時、看護等を行う家族の負担軽減を図るため、今年度から一時的な休息、いわゆるレスパイト等を目的に保険適用外で訪問看護サービスを利用できるよう支援す

る市町村に対し、事業費の一部を助成するものです。

なお別途、教育委員会の予算になりますが、特別支援学校の修学旅行等の行事の際に、医療的ケア児が日頃利用している訪問看護ステーションから看護師を派遣して、保護者の付添いがない場合でも行事参加できるよう支援します。

次に34ページを御覧ください。

障がい者差別解消・権利擁護推進事業1, 488万8千円です。この事業は、障がい者に対する差別の解消と権利擁護の推進を図るため、障がい者差別解消、

権利擁護推進センターの運営などを行うものです。今年度は、下から三つ目の二重マル、今月から改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者の障がい者への合理的配慮の提供が義務化されたことから、その啓発や広報等を行います。

その下の二重マル、スマートフォンやパソコン等で情報を取得し利用することが困難な障がい者を対象に、県内六つの圏域ごとにICT体験会を開催します。

安田障害者社会参加推進室長 35ページを御覧ください。障害者社会参加推進室関係について説明します。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当室は地域生活支援・芸術文化スポーツ推進班以下二つの班で構成され、職員数は10名です。

次に、事務分掌ですが7項目あり、主なものとして(1)の障がい者の雇用促進及び工賃向上、(2)の芸術・文化・スポーツを通じた障がい者の社会参加の推進、(3)の障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例の施行に関することなどです。

次に36ページを御覧ください。

2の重点事業について説明します。まず、1障がい者就労環境づくり推進事業費8,651万3千円です。この事業は、障がい者の希望や特性に沿った就労を支援するため、障がい者雇用アドバイザーによる企業訪問や職場への定着支援等に取り組むほか、就労系事業所から一般就労への移行を支援するものです。

下から三つ目の二重マル、啓発動画の作成等

による情報発信では、企業の経営層への意識付けを効果的に行うため、実際に障がい者を雇い入れた企業の声や支援制度の情報を動画等にまとめて発信します。

また、その一つ下の二重マル、人事担当者ネットワークの構築支援では、障がい者雇用に従事する人事担当者を対象とした研修会等の実施により、同業種間の連携や関係構築を支援します。

次に37ページをお開きください。

2国際車いすマラソン大会開催事業費3,081万9千円です。この事業は、第43回大分国際車いすマラソンを開催するとともに、障がい者がスポーツを身近に楽しめる機会の拡充等に取り組むものです。

下から二つ目の二重マル、東京2025デフリンピック普及育成事業では、東京2025デフリンピックに向けた普及活動等を行い、聴覚障がい者のスポーツを通じた社会参加を促進します。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、意見などはありませんか。

御手洗委員 児童相談所のことで教えてもらいたいですが、行政的な役割分担で、児童相談所は県が置くと市町村で置くことはできないという決まりがあるのでしょうか。

三重野こども・家庭支援課長 児童相談所は児童福祉法によって定められています。大分県では県が設置して、全県下をカバーしています。法律的には中核市も設置することができる規定になっていますが、現在のところは県が全県下をカバーしています。

御手洗委員 ありがとうございました。各市町村と連携という言葉が出ていましたが、各市町村の窓口はそれぞれの市町村のどういったところが受け持っているのでしょうか。

三重野こども・家庭支援課長 各市町村の児童福祉を担当する課が所管しています。

県と市町村の役割ですが、県の児童相談所は、特に一時ホームや施設への措置、里親への措置など、親子を引き離す重大な場面は児童相談所

で行っています。一般的な相談は県の児童相談所にも来ますが、市町村の児童福祉担当にも来ていて、そこで対応しているケースも多いので、お互い連携して対応しています。

工藤福祉保健部長 今の追加で申しますと、児童相談所の設置主体は法律上、中核市も可能ですが、全国的にはないケースもたくさんあります。中核市で児童相談所を設置しているところが、金沢市や相模原市など全国で4か所あります。今、全国的にも中核市が児童相談所を設置する動きがあって、報道では令和10年度を目指して宮崎市でも児童相談所を持つという動きが出ています。

こういった中で、県で今後どうしていくかは、大分市——中核市といういろいろ話をしながら進めていくことになろうかと思えます。

堤委員 一つはオンライン診療の関係で、へき地というか、地域で診療所等にオンライン診療機器を設置するのでしょうか、危惧するのは、オンラインでは生の人間を触って診療するわけではないですよね。そこら辺、オンライン診療の問題について、県として対策を講じていることがあれば教えていただきたい。

あと新興感染症の対策で、新たな機器を衛生環境研究センターに設置するというけど、確かセンターは人員を若干増やしたと思います。人員、つまり検査体制を強化するのはいいけど、それに対応するだけの人の配置は大丈夫なのかと少し危惧を持っています。

それと、もう一つは国民健康保険の運営方針。これは3月、前年度末で6年間分が終わって、4月以降新たに設置されたけど、今後の問題についてこの前の予算特別委員会でも若干質問したけれど、いろいろ危惧を持っている。この令和5年度までの中で、それぞれの指標はどうなったのか、6年間でいろんなことをやってみようか書いてあるけど、それが具体的にどういう状況であって、達成したのか、していないのか、そういうのがあれば教えていただきたい。

最後に、こども医療費を高校生まで対象にしたのはすごくいいけど、ちょっと気になったの

は500円の意味がよく分らんよね。なぜ1回当たり500円を徴収するのか。どうせするんだったら無料にすればいいのに500円徴収して4回取るとか、3歳未満は2回とか、いろいろあるけど500円の意味を少し教えて。納得できるように。

坪井医療政策課長 まず、オンライン診療の弊害の関係で回答します。

直接何か問題はありませんが、へき地においてオンライン診療を導入するにあたって、今年度から患者側に受診を支援するスタッフの派遣に対して補助を出すことにしています。訪問看護ステーションであれば1回当たり3千円、病院等の場合には1回当たり2千円で、主目的はあくまでもオンライン診療を受診する際の補助になりますが、訪問看護ステーションのスタッフなどが行くので、患者の状態は伝えやすくなるかと思っています。

そういった事業も通して、いろいろな現場で実際に使ってみた声などを踏まえて、引き続き対策は考えていきたいと思っています。

池邊健康政策・感染症対策課長 新興感染症に備えた衛生環境研究センターの配置の件です。

人員配置に関しては、福祉保健部ではなくて生活環境部となりますが、この機器の整備だけではなくて、微生物担当の人員配置も確かにできる人がいなければ何ともなりませんので、衛生環境研究センターの所長とは、よく話をしています。

その中で、人もいればいいというものではないので、機器の整備——PCRの機械ですが、PCRができる手技を持つ人員を一定数確保することを常に課題として議論しています。

その中で伝聞ではありますが、衛生環境研究センターの中で初動体制をきちんと整備して、平時と有事はやはり考え方が違いますが、事が起きたときにすぐ動けるようにするために、PCRをする人が専属でいられるように衛生環境研究センターの中の体制を応援体制も含めて整備して再構築していることを伺っています。

また今、保健所に勤務しているがPCRのスキルを持った職員もいるので、有事にはすぐに

体制がとれるようにすることは、平時の時点から生活環境部と感染症対策課であわせて議論しながら、体制を整えていく準備をしています。

原尻国保医療課長 国保の運営方針の点ですが、これまでは保険料の統一で各市町村長の合意を得たところです。

そこで、3月に策定した第2期の運営方針では、実際に給付水準が納付金ベースでの統一というところは令和9年から、完全保険税の統一は令和11年から開始すると。それに向け、それぞれ事務の平準化もしないといけないので、各市町村に集まっただいて、部会等も立ち上げているので、それぞれ高額医療費の手続についてどうしていくか、特定保健指導等についてはどうやっていくかと、そういった細かな事務レベルをこれから統一化もあわせてやっていくことになっています。

鈴木こども未来課長 こども医療費の一部負担についてですが、これは制度導入時から、必要な時期に適切に受診できることが必要であろうと思っています。そのため今、コンビニ受診という言葉もありますが、そこまで必要でない方も受診されるケースもあるので、そういうことを控えてもらうため、一部負担をいただいています。これにより医療機関が逼迫することなく、適切な医療体制が今可能となっています。

堤委員 500円の関係について、コンビニ受診はもうかなり古くから言われていることで、実際にこれはないよね。厚生労働省も実際にこういう実態があると数字として表せない。

だから、500円徴収することによって、このコンビニ受診がどれだけ防げるかという、数字上で出てくる何%という数字を使うのではなく、500円が妥当なのか、100円でもいいのではないかを考えていくべきと思いますが、そこについてどうですか。

工藤福祉保健部長 御指摘は、もう大昔から堤委員ほか、ずっといただいていますし、その疑問に対して我々もさきほどの回答を長年続けています。

確かに比較するものがないですし、こちらも比較するものを示せないですが、やはり一つ言

えるのは、無料にすると受診は減りはしません。同じか、若しくは増えるという原理原則は多分あると思いますから、そこはある程度地域性を考慮して500円の負担を入れて県と市町村で一応スタートしました。今、現状見ると500円分を負担して全く無料でやる市町村も増えてきました。

こういった状況を見て、今後どうするかはもちろん考えていきますが、500円を仮に無料にできる地域、例えば大分市、別府市のように医療機関も多いけれど、子どもの数も多いところがどういう判断をするかもあるので、県がやると言ってもやれることでもないと思っています。今回、高校生まで広げましたが、日田市がなかなかできないように市町村ごとの情勢もあるので、この500円についても見定めながら、丁寧に進めていくことが大事ではないかと私は思っています。

堤委員 是非議論をしていきましょう。これは必要なことだからね。

後藤委員 勉強不足で申し訳ない。重層的支援のところで5市2町、その内容、それぞれ市町村によって違うのか教えてもらいたいんですけど。

高木福祉保健企画課長 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制の整備が目的です。例えば複雑、複合化した問題——8050とか、ダブルケアとか、ヤングケアラーとか、一つだけの悩みではなくて、いろんな悩みが出た部分、これを複合的に対応していく多機関共同の体制を整える、これを市町村が今進めているところです。重層的支援体制整備事業は今年度より9市町で実施しています。

具体的には相談支援、これはさきほど言ったいろんな支援を複合的にしていく支援体制です。それともう一つが参加支援、これはそういった人たちが、例えば農業体験とか就業体験に行ける参加支援。あと地域づくりがあります。この地域づくりは、そういった人たちが参加できる体制、例えば子ども食堂を多世代型にすることなどを支援していくコーディネーターを配置することなどを市町村が進めている事業です。今

9市町がしていて、それに向けた移行の準備事業も合わせて7市町がしています。

そういった形で、いろんな複合的な問題に対応できるよう、市町村に対して県もしっかり支援している状況です。

後藤委員 次に、児童虐待についてちょっと教えてもらいたいですが、県の皆さんは、中津市の件も含め、早急にとか迅速にとか、緊急性がある問題点、すごく熱心に対応されないと子どもが救われなと思うので、されているのは分かるんです。

関係機関との連携強化があり、一筋縄ではいかないいろんなケースがあると思います。昨年ですが、結果としては虐待が疑われなかった、それから緊急性がなかった事案がありました。僕が気にしているのが、虐待を疑われた家庭の傷が結構大きくて、その事例でいけば、被害に遭ったと言われていた女の子は障がいがあって、無理やり引き離され、かつ、施設に入れられて、そこでインフルエンザがまん延していたりして、その話を聞いていると緊急性とは本当に何なんだろうと思うことが多々ありました。緊急性というのは気をつけて使わないと、錦の御旗みたいにされたら何もできないと。僕はむしろその話を聞いたときに、いろんな機関と連携するのであれば、もう少し聞き取りも含め、水面下でもいいので、何かもっといろいろできたのではないかと思います。

30万4千円ぐらいの予算ですが、この連携強化事業は、そういった今までのいろんなことを含め、みんなでこうしましょうとか話をしていとか、そういったことは何かしているのかなと思いましたが。

三重野こども・家庭支援課長 県内の児童虐待の相談件数は、令和4年度で1,700件と年々増加傾向にあります。これに対して、中津児童相談所と中央児童相談所で対応しています。もちろんさきほど申したように、市町村も一緒になって虐待の相談を受けています。

緊急性は、例えば体にあざがあるとか、体罰などですぐに引き離さなければ健康や生命が脅かされる事案も当然あるので、そういったもの

については、医療機関と連携して緊急に親から離す対応もやっています。

あと、市町村で要保護児童対策地域協議会があるので、そこで個別の児童から上がってきた相談件数、あとは地域の方からの情報等を踏まえて、個別に対応を協議しているの、委員が言われるように、緊急性も含めて必要性を総合的に勘案しながら、個別の対応を取っていきたいと思っています。

後藤委員 ありがとうございます。もう回答はいいですが、僕が感じたのは、結局緊急性と言われて学校からの通報と、それから医療機関の診断の精度が余りにも低過ぎて、結果として虐待となってしまったこともあった。そういった問題があった場合の振り返りを今後されない、それだけ件数が多かったらいろんな方もいらっしゃるでしょうから。今回のケースは障がいのある子どもだったことがあり、それで1か月も——実際その子は全盲だったので、どこに連れて行かれたか分からず、とにかく不安でたまらなくて、帰ってきてからトラウマになっていたの、そういったのも考慮してもらえばよかったのですが。振り返りをどのようにされているか分からないですが、何かそういうことをされていると思います。当然、虐待がない世の中が一番いいですが。大変だと思いますけど、是非そういうことも含めて頑張りたいと思っていますので、よろしくお願いします。

工藤福祉保健部長 感想になるかもしれませんが、確かに緊急性を一義的に重視すれば、中には緊急性はなかったということも交ざり込む可能性はあります。今、児童相談所の職員もそこが一番悩ましいところで、遠慮していて、やはり緊急性があったではないかといったときに社会的にバッシングされるのが、正に我々職員側になります。

一步踏み込み過ぎた部分が仮に出て、今、委員が御指摘された、あんまりではないかということがありましたが、そこを個別にケアしていくことはしっかりやりたいと思います。緊急性の客観性についてはしっかりやっていきたいと思ひますし、もし少し強過ぎた——ないとは

と思いますが、もし仮に事前の確認が不十分であったら、個別事例としてしっかり対応していくので、そういう事例があったという、さきほどのような報告をいただければ、すぐに正したいと思います。

戸高委員 今の後藤委員の話で、虐待の確定をする場合の精度という話があったと思いますが、その精度が本当に大事だと思いますが、これはどうやって上げていっているのか。

また専門員をどうやって配置していくか、ちょっと聞かせてください。

三重野こども・家庭支援課長 地区のケースワーカーが、いろんな地区の話や学校の話聞いて総合的に対応を決めています。

職員の資質を上げるために、今、一生懸命研修を行っています。委員が言われるように精神科医との連携が非常に重要だと、中津の例を見た検証結果が出ています。

今年度は、二つの児童相談所において精神科医との連携の予算もいただいて、回数を増やしてやっています。特に職員にとっては、精神科とか心理士の部分が、専門的な判断が必要になるので、月に数回囑託をお願いしている精神医、小児科の先生がいるので、そこに相談しながら医療的な部分も含めて相談しています。

戸高委員 ありがとうございます。その部分と、具体的に傷跡とか、やけどとか、ヘアアイロンとか、たばことか、そういう傷というか、法医学的などところとか、その部分の精度の向上と人材育成、どういう連携を取っているかですね。

三重野こども・家庭支援課長 今年度から小児科医を新たに囑託の専門医に加えました。たばこの跡とか、内出血しているといったところも状況を見ていただくことを考えています。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員から何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑もないので、これをもって令和6年度行政組織及び重点事業等を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったのでこれを許します。①について説明をお願いします。

工藤福祉保健部長 38ページを御覧ください。今年度、福祉保健部において改定する主な計画について説明します。

昨年度、福祉保健部が所管していた主な計画23本のうち18本の計画を改定し、あわせて5本の計画を統合しました。その後、総務部に県立看護科学大学関係の2本の計画を移管し、主な計画に新型インフルエンザ等対策行動計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画の2本を追加したことで、現在所管する主な計画は18本となっています。このうち今年度は、4本を改定します。

次の39ページから各計画の概要について記載しているので、それらの概要について説明します。

まず、1番の大分県地域福祉基本計画です。この計画は、計画の根拠等の欄にあるとおり、社会福祉法に基づく地域福祉支援計画として、市町村の地域福祉の支援を目的として策定するものであり、計画期間は令和11年度までの5年間です。

計画の概要ですが、誰もが共につながり支え合う地域共生社会の実現に向けて、主な記載事項にある項目により施策展開を図るものです。

その下、2番の大分県新型インフルエンザ等対策行動計画については、新型インフルエンザ特措法に基づき策定する計画であり、令和7年度開始とし終期の定めはありません。

計画の概要ですが、新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、今夏に見直し予定の国の新型インフルエンザ等対策行動計画に即して改定し、次の感染症危機に備え様々な対策の選択肢を示すものです。

40ページを御覧ください。

3番のおおいた子ども・子育て応援プランについては、これまで次世代育成支援対策推進法や子ども・子育て支援法に基づき策定していましたが、今回の改定では、昨年施行されたこども基本法に基づく県計画としても位置付けます。

加えて、子どもの貧困対策の推進に関する県計画や子ども、若者育成支援に関する県計画など、合わせて六つの推進計画を本計画に統合することとしており、計画期間は令和11年度までの5年間です。

計画の概要は、昨年閣議決定したこども大綱を勘案しながら、主な記載事項にあるように当事者である子どもや若者の意見を聴き、持続的・幸福、ウェルビーイングの実現に向けた内容に見直します。

4番の大分県社会的養育推進計画については、児童福祉法に基づき、家庭養育優先原則と養育者、養育環境の永続性の理念の下に策定する計画であり、期間は令和11年度までの5年間です。

計画の概要は、子どもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、子どもの権利の擁護が図られた社会的養育施策が推進されるよう、主な記載事項にあるとおり、各種施策の取組方針を定めるものです。

各種計画の改定にあたっては、委員の皆様とも議論しながら作り上げていきたいと考えているので、御意見等をいつでもお寄せいただければと思います。

三浦委員長 ただいまの報告について、質疑、意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員から何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別に質疑もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別にないので、これをもって福祉保健部関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔福祉保健部退室、生活環境部入室〕

三浦委員長 これより生活環境部関係の説明に入ります。

説明に入る前に、本日は初めての委員会でもあるので、まず私から御挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

三浦委員長 では、委員の皆さんの自己紹介をお願いします。

〔委員自己紹介〕

三浦委員長 また、本日は委員外議員として岡野議員に出席いただいています。

次に、事務局職員を紹介します。

議事課の坂口君です。（起立挨拶）

政策調査課の岩尾君です。（起立挨拶）

続いて、執行部の自己紹介をお願いします。

〔島田生活環境部長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

三浦委員長 それでは、生活環境部関係の令和6年度行政組織及び重点事業等について、説明願います。

なお説明及び答弁は、私から指名を受けた後、簡潔、明瞭をお願いします。

島田生活環境部長 はじめに、行政組織及び重点事業等について説明します。資料の2ページをお開きください。

1組織についてですが、4月1日付けの組織改正を行い、二つ目のマルにある環境政策課を新設しました。これは従前のうつくし作戦推進課と脱炭素社会推進室を統合したもので、これにより大分県版カーボンニュートラルの実現など、県民運動としてより一層強力に推進したいと考えています。

また、従来あった私学振興・青少年課の所掌事務のうち、青少年の健全育成に関する業務は、最初のマルにある生活環境企画課の青少年育成班に移管しています。また、私立学校に関する業務については、総合教育会議を所管する総務部に新たに学事・私学振興課を設けて学校関連業務を集約しました。

改正後の組織ですが、本庁は防災局を含め、生活環境企画課から消防保安室までの本庁8課3室と、衛生環境研究センター、消費生活・男女共同参画プラザ、動物愛護センター、食肉衛生検査所及び消防学校の、五つの地方機関で構成されています。

次に職員数ですが、令和6年4月1日現在における職員総数は、本庁が145名、地方機関が93名の計238名となっています。

続いて、3ページをお開きください。

令和6年度の生活環境部関係の予算について説明します。

予算総額は、表の左から2列目6年度当初予算額(A)の一番下、合計欄の上段66億5,246万5千円です。今回の組織改正により、私立学校関係の予算を総務部へ移管しているため、移管分も含めた予算額で右の5年度7月現計予算額(B)と比較すると、左から4列目、前年度対比(A)－(B)の一番下の欄にあるとおり、額にして9億9,798万2千円の増率にして7.7%の増となります。これは、生活環境や危機管理の面で、積極的な予算編成を行ったことによるものです。

次に、予算のポイントについて説明します。まず、1安心分野についてです。

(1) 防災減災、危機管理においては、先端技術を活用した迅速な情報収集により防災体制を強化するほか、早期避難に向けた避難訓練や安全安心な避難所づくりへの支援等に取り組みます。

(2) 人権尊重、多様な主体との協働においては、性的少数者の相談体制の充実や居場所づくりの支援に加え、NPOと企業や大学等との連携を促進します。

(3) 県民生活においては、動物愛護活動への支援や理解促進に取り組みます。

(4) 環境では、全国豊かな海づくり大会といった大規模イベント等を活用したプラごみ削減行動の促進や、豊かな自然の保全活動を支援するとともにその魅力を情報発信し、受入体制等の整備にも取り組むこととしています。

続いて2元気分野、(1)人材確保・育成、活躍推進では、女性の採用、登用拡大に取り組む企業を伴走支援するほか、産学官連携による管理職に必要なスキル取得等の取組等を支援します。

最後に3未来創造分野についてです。

(1) カーボンニュートラル・GXの取組で

は、地域への再生可能エネルギーの導入を推進するほか、脱炭素をビジネスチャンスにつなげる取組を支援します。

私からの説明は以上です。引き続き、担当課室長から重点事業等について説明します。

小野生活環境企画課長 資料の4ページをお開きください。生活環境企画課関係について説明します。

まず、1の組織、事務分掌ですが、部長、審議監を除いた本庁の職員数は24名、主な事務としては部の総合企画、組織、定数の管理、人事、予算の総括等に加え、交通安全対策に関する県民運動の実施、市町村の避難所運営支援、青少年の健全育成の推進などに取り組んでいます。

地方機関は、衛生環境研究センターを所管しています。職員数は30名、主な事務は保健衛生及び環境保全に関する試験検査や調査研究等を行っています。

次に、2の重点事業です。

(1) 優しいマナーと思いやりの運転県おおい推進事業費684万7千円です。この事業は、交通事故の抑止及び被害軽減を図るため、横断歩道における交通マナーアップ対策や、自転車利用時のヘルメット着用を促進するための広報啓発等を実施するものです。

次に、(2) 青少年等自立支援対策推進事業費5,320万5千円です。この事業は、ニートやひきこもり等社会的自立に困難を抱える当事者及びその家族を支援するため、おおい青少年総合相談所及び子ども・若者総合相談センター、ひきこもり地域支援センターの運営等を行うものです。

田崎環境政策課長 資料の5ページを御覧ください。環境政策課関係について説明します。

1の組織、事務分掌です。職員数は13名、主な事務として環境政策や環境に関する県民運動、環境教育、脱炭素社会の推進などに取り組んでいます。

次に、2の重点事業です。

(1) 未来の環境を守る人づくり事業費1,823万6千円です。この事業は、県民一人一

人が環境への関心や理解を深め、主体的に行動できるようにするため、環境教育アドバイザーの派遣や幼児向け環境劇の巡回公演を行うなど、次代を担う子どもたち等への環境教育を行うものです。

(2) 地域再生可能エネルギー導入推進事業費2億6,488万4千円です。この事業は、県内における再生可能エネルギーの導入を促進するため、太陽光発電設備や高効率給湯設備等を導入する一般家庭、事業者への助成を行うほか、省エネ効果の高い建物として国が推進しているZEB化に向けた改修を県有施設において行うものです。

浜田自然保護推進室長 資料の6ページを御覧ください。自然保護推進室関係について説明します。

1の組織、事務分掌ですが、職員数は12名、主な事務として生物多様性に関すること、温泉法の施行に関すること、ジオパーク、ユネスコエコパークの推進などに取り組んでいます。

次に、2の重点事業です。

(1) 生物多様性保全推進事業費2,966万2千円です。この事業は、豊かな自然と生態系を次世代に引き継ぐとともに、生物多様性の損失を止め、回復させていく大分県版ネイチャーポジティブを実現するため、県が選定、公表しているおおいたの重要な自然共生地域における保全活動の支援や、クリハラリス等の特定外来生物の生息状況調査や防除を行うほか、絶滅の危機にあるカモシカの保護対策などを実施するものです。

(2)の温泉資源適正利用推進事業費2,242万4千円です。この事業は、温泉の持続可能な利用と資源の保護を図るため、温泉の現況調査を実施し、温泉使用の実態を把握するものです。近年の利用量の増大に伴い、温度低下や湯量の減少といった将来にわたる利用への心配が高まっているため実施するもので、今年度は大分市で調査を行い、非火山性温泉に係る基礎情報の収集と分析を行います。

木内県民生活・男女共同参画課長 資料の7ページをお開きください。県民生活・男女共同参

画課関係について説明します。

まず1の組織、事務分掌ですが、本庁の職員数は21名であり、地方機関である大分県消費生活・男女共同参画プラザの職員が兼務しています。主な事務として、男女共同参画社会づくりのほか、消費者行政に関すること、犯罪被害者等への支援、NPO等と連携した県民活動の推進などに取り組んでいます。

次に、2の重点事業です。

(1) 女性が輝くおおいたづくり推進事業費2,991万4千円です。この事業は、女性が活躍でき男女が共に働きやすい社会の実現を図るため、昨年度開始したおおいたキャリアールをはじめとした、女性活躍に取り組む企業への支援のほか、産官学連携による次世代女性リーダーの育成、性別役割分担意識などのアンコンシャスバイアスへの気付きを促すため、動画等を活用して企業や家庭に対する啓発などを実施するものです。

(2)の消費生活安全・安心推進事業費4,258万1千円です。この事業は、県民の消費生活の安全安心の確保を図るため、相談窓口に対応する消費生活相談員の国家資格取得をオンライン講座の開催により支援するほか、若年者の消費者被害の未然防止に向け、消費者教育コーディネーターを県内の高校等に派遣し巣立ち教育出前講座を実施するなど、相談体制の充実やライフステージに応じた消費者教育、啓発を推進するものです。

若松食品・生活衛生課長 資料の8ページをお開きください。食品・生活衛生課関係について説明します。

1の組織、事務分掌ですが、本庁の職員数は10名、主な事務として食品の安全、安心確保対策、食育の推進、動物の愛護・管理及び理容・美容、旅館業等の衛生対策などに取り組んでいます。地方機関は動物愛護センター及び食肉衛生検査所を所管しており、職員数は34名です。動物愛護センターは、大分市と共同で運営しており、職員数13名のうち、大分市の職員が8名併任しています。ボランティアと協働し、犬猫の譲渡会や動物愛護教育を実施するなど、

人と動物が共生できる社会の実現に努めています。また、食肉衛生検査所では、厳正かつ科学的な検査を実施し、県民に対し安全安心な食肉の提供に努めるとともに、米国等海外への食肉輸出対応を行っています。

次に、2の重点事業です。

(1) HACCP（ハサップ）フォローアップ事業費2,846万8千円です。この事業は、食の安全安心の確保に向け、食品取扱事業者のHACCP導入と定着を図るため、新規事業者のHACCP導入を支援するためのセミナーや、導入後の実効性を担保するための現地確認等を行うとともに、食品の指導基準の策定、見直しにより、科学的根拠に基づいた自主管理を促進するものです。

(2) 次世代へつなぐ食育推進事業費1,342万円です。この事業では、健全な食生活を営む力の習得と魅力あふれる地域の食づくりを図るため、地産地消や地域の魅力となる食文化を活用した食育講座等を若年層に向けて実施するとともに、令和6年度は新たに、食文化継承のための郷土料理デジタルブックの作成等を行います。

嶋崎環境保全課長 資料の9ページを御覧ください。環境保全課関係について説明します。

1の組織、事務分掌ですが、職員数は14名、主な事務として生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害の規制、ダイオキシン類等の化学物質対策、水道施設の整備及び環境影響評価に係る事務などに取り組んでいます。

次に、2の重点事業です。

(1) 小規模集落等水源整備支援事業費2,400万円です。この事業は、小規模集落等の水問題を解決するため、新たな水源確保等に取り組む市町村に対して補助するものです。困窮度が高く早急な整備が必要な地区の施設整備を行う市町村を支援することにより、生活の基盤となる水を確保し、地域の活力維持につなげていきます。

(2) 大気環境監視推進事業費4,752万6千円です。この事業は、良好な大気環境を確

保するため、PM_{2.5}の成分分析等を実施し、適切な大気汚染対策につなげるとともに、石綿（アスベスト）飛散防止対策を行うものです。本年度は、災害時における大気中の石綿濃度の測定体制等の整備のほか、建築物の解体等作業現場への立入調査体制の強化のため、石綿の調査者資格を有する保健所等職員の育成を進めます。

北村循環社会推進課長 資料の10ページをお開きください。循環社会推進課関係について説明します。

まず、1の組織、事務分掌ですが、職員数は14名、主な事務として廃棄物の減量化、再資源化、適正処理の推進、不法投棄の防止、PCB廃棄物の処理対策、海岸漂着物の回収及び処理への支援等を行っています。

次に、2の重点事業です。

(1) 廃棄物不法投棄防止対策事業費1億610万円です。この事業は、不法投棄による環境汚染を防止するため、不法投棄多発エリアへの防止用フェンスの設置による未然防止のほか、AIカメラの活用によるリアルタイムでの不法投棄の覚知や行為者の特定を行うものです。

(2) 浄化槽適正維持管理推進事業費1,156万6千円です。この事業は、浄化槽の適正な維持管理を推進するため、県、市町村、維持管理業者が所有している各種台帳を突合し、法定検査受検率向上に向けた浄化槽管理台帳の再整備を行うものです。

藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長

資料の11ページを御覧ください。人権尊重・部落差別解消推進課関係について説明します。

まず1の組織、事務分掌ですが、職員数は9名、主な事務として部落差別問題をはじめ女性、障がい者、外国人、性的少数者など様々な人権課題について、人権尊重社会の確立を目指して、各種施策を展開します。

次に、2の重点事業です。

(1) 人権施策推進事業費1,539万8千円です。この事業は、人権尊重社会の確立を目指すため、人権尊重社会づくり推進条例に基づく施策を総合的に推進するものです。今年度よ

り開始したパートナーシップ宣誓制度の周知や性の多様性に関する講演会の開催、相談窓口の拡充により、性的少数者への理解促進及び当事者の困りごと解消を図るほか、各主体が行う啓発活動や人権相談への支援など、人権啓発の推進に取り組みます。

(2) 人権啓発推進事業費 1,955万6千円です。この事業は、県民に人権の尊重を日常生活の中で考え実践してもらうため、様々な手法や媒体により人権教育、啓発を推進するものです。8月の差別をなくす運動月間における県民講座や、12月の人権週間に向けた人権啓発フェスティバルの開催等による啓発活動のほか、地元プロスポーツチームと連携して啓発活動を展開するなど、県民の人権意識の醸成に取り組みます。

新田防災対策企画課長 資料の12ページをお開きください。防災対策企画課関係について説明します。

まず、1の組織、事務分掌ですが、防災局長、防災危機管理監を除いた職員数は15名、主な事務として県地域防災計画の策定や自然災害から県民の生命、身体、財産を守るため、防災や減災に関する施策を推進しています。また、災害時には県災害対策本部等を設置し、市町村や国等の防災関係機関と連携して対応を行っています。

次に、2の重点事業です。

(1) 県庁防災体制強化事業費1億3,173万6千円です。この事業は、頻発、激甚化する自然災害に備え、県、市町村等の防災体制を強化するものです。先端技術を活用した防災体制の充実や関係機関と連携した防災訓練、研修等に取り組むほか、国の南海トラフ地震被害想定の見直しを踏まえ、県の被害想定等の見直しを行います。

(2) 地域防災力強化支援事業費4,624万1千円です。この事業は、地域防災力の強化に向けた基盤づくりや、地域に根ざした防災活動を促進するものです。防災活動の要となる防災士の養成やスキルアップ研修を行うほか、早期避難のためのタイムラインの普及、住民や福

祉施設の避難訓練の支援に取り組みます。

渡部危機管理室長 資料の13ページを御覧ください。危機管理室関係について説明します。

1の組織、事務分掌ですが、職員数は9名、主な事務として国民保護対策や原子力災害対策、大規模火災、事故等の危機管理事案の対応を行っています。

次に、2の重点事業です。

(1)の国民保護対策事業費663万1千円です。この事業は万一、武力攻撃やテロ攻撃が発生した場合、国民保護法に基づき県民の避難や救護等の国民保護措置を迅速に実施できるよう、国と共同で国民保護訓練等を実施するものです。令和6年度は、消防や警察等の関係機関との連携を強化するため実動訓練を実施します。

姫野消防保安室長 資料の14ページをお開きください。消防保安室関係について説明します。

まず、1の組織、事務分掌ですが、本庁の職員数は、豊後大野市の県央飛行場に常駐している防災航空隊を含めて21名で、主な事務としては消防に関する市町村相互の連絡調整に関する業務をはじめ、火薬類の取締り、高圧ガスの保安、石油コンビナートの防災に関する業務などを行っています。地方機関は大分県消防学校を所管しており、職員数は8名です。県内の消防職員、消防団員、消防関係者の教育訓練を行っています。

次に、2の重点事業です。

(1)の高機能消防指令センター共同整備支援事業費4,649万1千円です。この事業は、災害情報、活動情報の一元管理や相互応援の迅速化による消防力の維持、強化を図るため、県全域の119番通報を一元的に処理するおおいた消防指令センターの共同整備、運用を支援するほか、情報連携により県の迅速な初動体制の確立を推進するものです。10月に予定されている消防指令センター運用開始にあわせて、県の防災センターとの間の情報連携工事を実施します。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、意見などはありませんか。

堤委員 再生可能エネルギーの関係で、水素エネルギーは大分県もやっているでしょう。当然、水素を作る場合には再生可能エネルギーを使った燃料にしたら、そういう水素を使うのが全世界的な流れだけど、今、大分県が水素エネルギーをどんどんやってみましょうと、貯蔵していきましょうとやっていますが、そういう基本的なスタンスは持っているのかな。つまり褐炭を使った水素ではなく、再生可能エネルギーのクリーンなエネルギーを使った水素がメインでいいのかを少し聞いておきたいのが一つ。

もう一個、危機管理で米軍関係は今年度県道越えの演習は2月、3月にあるのかを確認したいことと、あと第2特科団の情報は新聞に書いていること以外は何かないのかな。そこら辺を少し教えてください。

田崎環境政策課長 勉強不足で申し訳ないですが、今、九重町で地熱を利用した水素発電をしているので、そういったものも活用しながら進めていきたいと考えています。

渡部危機管理室長 まず、県道104号越えの訓練の関係ですが、1月に国から通知が来て、第4四半期に予定されています。

あと特科団については、委員が今おっしゃったとおり、新聞で出たもの以上にこちらで持っている情報はありません。

堤委員 第4四半期とは、2月、3月と1月、2月と……

渡部危機管理室長 1月から3月の間で予定しています。

清田副委員長 循環社会推進課、浄化槽の台帳整備ですが、浄化槽の維持管理に向け、非常に大切な事業だと思っています。また、法定協議会の中でも、きっとそういう意見が出て、この事業かと推測もしています。それと同時に維持管理事業者への指導とか確認とかもあわせて、どう進めていくのか。そこをしっかりとお願いしたいという趣旨ですが、設置者は業者と契約して、抜き取りとか適正な薬剤の投与とかされているかと思いますが、実際、維持管理事業者がやるべきことをやっていない事例も多々伺った経緯があります。維持管理事業者への検査権

限は県知事が有することになっていると理解しているので、その辺に関してコメントがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

北村循環社会推進課長 維持管理事業者について、保守点検業者と清掃業者の2種類ありますが、そういう情報が入った場合には保健所、市町村と連携して、きちんと業務をやるように指導していきたいと思っています。

まずは台帳整備をしっかりとやって実態を把握して、管理者にきちんと管理するように、業者とあわせて両方の指導をしていく必要があるかと思っています。

清田副委員長 そういうことでしょうけど、それこそ法定協議会の中に管理協会の皆さん、いわゆる業界の皆さんがいるので、正直その浄化槽を管理する業務に際して、必要な機材さえ持っていないところが、業者として契約をしている悪質なケースもあるので、そういう情報を集めながら、真面目にやっている業者が困らないように、不真面目な業者はしっかりと指導して排除していただきたいと思います。たまにはちょっと抜き打ちで、しっかり検査器具とか常備しているのかも、市町村との連携も含めた上で、体制構築をお願いしておきたいと思います。よろしくをお願いします。

北村循環社会推進課長 浄化槽の管理は水質の維持にとっても大事なもので、しっかりとやっていきたいと思っています。

後藤委員 まず昨年度の最後の委員会でもペットの関係、特に地域猫の関係の方がたくさん傍聴に来られましたよね。そのときの部長が、ボランティアの方に本当にありがとうございますという話をされて、すごくうれしかったという意見をいただきました。

若松課長は3年目になりますが、本当によくしてもらって、この予算の関係でも、県民生活の中で、活動の理解促進に取り組むことを書いていただいて、ますますボランティアの皆様はやる気になっています。

そういったところで、是非また今年度も大体やることは聞いていますが、もし今の段階で、昨年までできなかったけど今年度これに力を入

れてやることがあれば教えていただきたいと思います
ますが、いかがでしょうか。

若松食品・生活衛生課長 地域猫活動の啓発について、ボランティアの方々が頑張っていて、今回その活動の見える化という形で、看板であったり、ボランティアの方に腕章であったりという普及啓発も一つあります。

また、地域猫を減らすための取組で、不妊去勢手術等も充実させたり、あるいはSNS等を活用した譲渡会の普及啓発等に力を入れていこうと思っています。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 それでは、ほかに質疑もないのでこれをもって、令和6年度行政組織及び重点事業等を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったのでこれを許します。①から④を一括して説明をお願いします。

小野生活環境企画課長 資料の15ページをお開きください。生活環境部における県計画等の策定、改定予定について説明します。

左端の番号1から3については、現行計画が終期を迎えるため、次期計画の策定を行うものです。うち番号1の第4次大分県環境基本計画は議決を要する計画であることから、第3回定例会における提出を予定しています。

番号4は、5年をめどに改定しているもので、前回策定から5年が経過することから、人権を取り巻く状況等の変化にあわせて改定を行う予定です。

番号5は、上位計画である国の防災基本計画の見直しに伴い、県計画においても見直しを行うものです。

今後、表右端にあるスケジュールに沿って作業を進めていきます。適宜、その概要等を本委員会において、委員の皆様方に報告しますので、よろしくをお願いします。

田崎環境政策課長 資料の16ページをお開き

ください。新たな大分県環境基本計画案の骨子について説明します。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、立案過程における報告を行うものです。資料中段左側の計画策定の趣旨にあるとおり、現行計画が令和6年度末で終期を迎えるため、これまでの取組を継承するとともに、時代の要請や潮流の変化にしっかりと対応し、新長期総合計画の策定にあわせ新たな計画を策定することとしています。

その右側、計画の期間は令和6年度を初年度とし、令和15年度までの10年間で、概ね5年をめどに必要な見直しを行う予定です。

目指すべき環境の将来像については、恵み豊かで美しく快適な環境先進県おおいたとしています。具体的には、これまでの環境政策は継承しつつ、本県の恵み豊かで美しい自然環境を守るのみならず、いかして選ばれる視点を取り入れ、企業の環境対策、自然の継承、環境保全活動などに新たな社会的価値を付け、経済の発展を促していく取組も進める環境先進県おおいたを目指すこととしています。

次の17ページを御覧ください。計画の骨子について説明します。

第1章に計画策定の趣旨、時代の要請、潮流の変化などを、第2章に目指すべき環境の将来像、計画の基本目標を掲げ、第3章の施策の展開に施策体系を掲載します。五つの基本目標を柱に18施策を展開していきます。

施策体系の構成としては、世界的な問題である地球温暖化への取組が特に重要であることから、まずⅠに地球温暖化の緩和と気候変動への適応を位置付けています。

あわせて、化石燃料からクリーンエネルギー中心へと転換し、経済社会のシステム全体を変革しようとする取組であるGXは、地球温暖化と相互に密接に関連するためⅠに近接させ、Ⅱ経済と環境の好循環を生み出すGXの推進とし、2番目に位置付けています。

Ⅲには、プラスチックごみの排出抑制を含む環境への負荷を抑えた循環型社会の構築を、Ⅳに、生物多様性の保全、回復の推進を含む豊か

な自然の保全と活用を、Vに環境教育の推進を含む環境を守り活かす担い手づくりの推進を、順に整理しています。

なお、第1回定例会の常任委員会でも報告したとおり、おおいたうつくし作戦の名称については、1月に開催したおおいたうつくし作戦県民会議で議論いただいた結果、新しい環境基本計画の策定にあわせて変更することとしました。

新たな名称は、県民に親しみを持ってもらうため、現在公募を行っており、5月1日を締め切りとしています。最終的には5月開催の県民会議で了承を得て決定する予定です。

続いて、資料の18ページをお開きください。脱炭素先行地域づくりについて説明します。

現状にあるとおり、脱炭素先行地域とは家庭部門や業務部門に対する再エネ電力の供給により、CO₂排出量実質ゼロを目指すとともに、産業部門や運輸部門のCO₂排出量削減の取組を実施する地域のことです。これらのほか、地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上に向けた取組も求められます。

また本地域の創出にあたっては、地方公共団体、主に市町村が想定されていますが、地元企業や金融機関等と連携して事業計画を策定し、環境省の採択を受け、交付金を活用しながら取組を進めることとなります。全国で100地域程度が選定される予定であり、右の地図のとおり令和6年2月末までに74地域が選定されています。

次に本県の取組ですが、以前先行地域の申請に向けて単独で取り組む市町村もありましたが、採択のハードルの高さから申請を断念しています。そこで県が主体となり、本県の産業をリードする大分市と、森林資源が豊富な日田市と連携して事業計画の策定等に取り組んでいるところです。

具体的には、下段の本県の脱炭素先行地域の現時点でのイメージを御覧ください。本県における地域課題としては、人口一人当たりのCO₂排出量が全国1位であることや、市町村単独では効果的な脱炭素施策の展開が困難なことなどが挙げられます。

そこで、右の創出にあたっての脱炭素施策の方向性として、豊富な日照量を有効活用した太陽光発電設備等の導入や、グリーン・コンビナートおおいたの方向性を見据えた水素を活用した脱炭素に加え、県内への横展開も見込める広域的な施策に取り組みたいと考えています。

脱炭素先行地域エリアとしては、コンビナート企業群と、県広域防災拠点であるレゾナックドーム及びその周辺エリアを検討しており、日田市の豊富な森林資源から創出されたJークレジットを大分市で活用するような地域間連携も考えています。

最後に、スケジュールとしては、今年6月の第5回公募での申請を目指しています。

藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長

資料の19ページをお開きください。令和5年度の人権に関する県民意識調査の結果について報告します。

資料左上の1調査の目的ですが、5年ごとに県民の人権意識の状況把握や人権教育、啓発等の検証を行うため実施しており、また当該調査結果を踏まえて、人権尊重施策基本方針の改定について検討するものです。

2調査概要についてですが、県内に在住する18歳以上の県民5千人を対象に調査票を郵送し、返送もしくはオンラインにより回答をいただきました。回答状況ですが、回答率は30.8%、有効回答数1,539件でした。

資料右側の3調査結果について説明します。

まず、(1)人権への関心については、関心があると回答した人は69.4%で、前回調査から22.4ポイント増加しています。

次に、(2)分野別の状況について、特徴的なものを説明します。グラフの見方ですが、青色が今回、黄緑色が前回の調査結果です。①女性の人権問題は、女性への差別等について問うもので、中でも役割分担意識（家事は女性など男女の固定的な役割意識）が58.5%と13.9ポイント増加しており、下のこれまでの調査で一番多かった職場での差別的待遇（女性が管理職になりにくい等）が37.5%と、13.2ポイント減少しています。次に、②高齢者の

人権問題は、これまで減少傾向にあった振り込め詐欺や悪徳商法による被害が57.1%で、9.6ポイント増加しています。③性的少数者への人権問題は、わからない、特に問題はないが合わせて27.6%で、13.1ポイント減少しています。人権課題として具体的に認識されるようになったことと思われます。④インターネットに関する人権問題は、他人を誹謗中傷する表現の掲載が69.7%、下のSNSによる交流が犯罪を誘発する場となることが56.6%と、依然として割合が高くなっています。

一番下、4人権施策基本方針の改定スケジュール（案）ですが、この調査結果を踏まえて基本方針の改定案を検討し、9月の第3回定例会の本委員会において骨子を報告します。10月から11月にかけてパブリックコメントを実施し、12月の本委員会で最終案を報告後、公表したいと考えています。

なお、お手元に報告書と概要版をお配りしていますので、お時間のある時に御覧ください。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、質疑、意見などはありませんか。

堤委員 実は予算特別委員会でも聞いたけど、部落差別、被差別部落、同和地区の人に対して、同和地区はまだ大分にあるの。

藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長

同和地区は特別対策事業を実施するときに定めた地区でして、ここで言う人権問題について問うときには、被差別部落、被差別で差別を受けている地域を指しています。

堤委員 そんなことを聞いていないよ。同和地区はまだ大分県にあるのか聞いている。今現在ありますか。あるかないかだけやろう。

藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長

現実には差別を受けている地域は、残念ながらまだ存在している状況です。

堤委員 法律上、そういう規定がなくなったにもかかわらず、同和、部落はあるという認識を県は持っているんだね。

藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長

そうですね、平成28年に部落差別解消推進

法が制定をされましたが、現に部落差別があり、その解消を目指す法律が制定されていて、被差別部落に対する差別があります。

堤委員 この問題、ずっと議論していきませんが、基本的にそういう被差別部落又は部落差別という定義そのものが法律上ないわけだから。明確な定義がない。この前の予算特別委員会でも明確な答弁ができなかったでしょう。

だから、そういった法律上の規定がないものに対して、県としてこんなアンケートを取ること自体が大間違い。それ以外の人権問題については当然すべきだと思いますよ。外国人とか、障がい者とか、いろんなものについてあるわけだから。そういう方々、又は県庁の中でもいろんな考え方の違う人がいるなところに配置されるとか、県庁だけでなくいろんな地域でもあるわけです。そういう部分を当然、行政として対策は取っていかないと。

ただ、法律上は明確な法的な規定もなくなっている中で、明確に結婚差別があると思うとか、そういうふうに限定するやり方は大間違いだと思いますよ。これは今後、こういうのに基づいた人権基本保護、そういうことはやはりやめるべきだと強く要求しておく。これは答弁はいい。そういう思いがあって、これからこれは議論していくことは部長も一緒に認識していただきます。

後藤委員 ちょっと脱炭素先行地域づくりについて伺いたいですが、私もこれはライフワークにずっとしていることもあって、是非進めたいし、頑張りたいと思っています。例えば、こういう県内横展開を見据えた広域的な脱炭素で、大分市と日田市というのはよく分かります。今言われているのは、例えばメタンガスの抑制も含めて中干しがいいとか、農業分野でもそういったのがありますが、県庁の中で農林水産部とか、商工観光労働部とかと今後話をしていくと思いますが、ちょっとその辺を教えてもらっていいですか。

田崎環境政策課長 現在も農林水産部や商工観光労働部ともいろいろと協議を行っているので、脱炭素については連携してやっていきますし、

先行地域の中でも取り入れられる部分を取り入れていきたいと思っています。

後藤委員 ありがとうございます。それと先行地域エリアで、特にレゾナックドーム周辺は、ポテンシャルとしてはものすごく高いものを持っていると思う地域です。県の施設も当然多いし、人が集まる場所にさせていただきたいこともあるし、大分県民に県としては脱炭素先行地域でしっかりいろんなことができることを見せていただきたい。夢のある脱炭素先行地域のビジョンを出していただきたいと思っているので、是非よろしくをお願いします。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員から何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかにないので、これをもって生活環境部関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。委員の皆様は、内部協議を行いますので、このままお待ちください。

〔委員外議員、生活環境部退室〕

三浦委員長 それでは、内部協議を行います。

まず、県内所管事務調査についてです。行程内容に一部変更があります。事務局は行程表の説明をしてください。

〔事務局説明〕

三浦委員長 この案で決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 それでは、この行程で実施することとします。なお、欠席や別行動となる場合は、その都度、早めに事務局に連絡してください。

また、今後調整が必要な場合は、私に御一任いただきたいと思っています。

次に、県外所管事務調査についてです。まず、お手元に配付している検討資料について、事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

三浦委員長 事務局から説明させましたが、日程や調査地についてはいかがでしょうか。

〔協議〕

三浦委員長 それでは、県外所管事務調査の日程については、7月29日から31日の3日間で実施することとします。調査先については、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 それでは、第2回定例会の委員会で正式決定したいと思います。

今後、事務局は行程案等を作成し、適宜委員と情報を共有しながら進めるようにしてください。

以上で予定されている案件は終了しました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員 言い忘れたのですが、人権に関する県民意識調査報告書の冊子は、県の人権講師団が見る機会があるのでしょうか。

三浦委員長 それでは、事務局で確認の上、後ほど報告してください。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかにないので、これをもって委員会を終わります。

お疲れ様でした。